

(平成22年11月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年12月1日から47年4月1日まで

私は、A社の職員に採用されるまでの昭和46年10月1日から47年4月1日の6か月間、同社に臨時職員として勤務していた。

しかし、昭和46年10月1日から同年12月1日までの2か月間は厚生年金保険の被保険者期間となっているが、申立期間の4か月間が未加入となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事台帳により、申立人が昭和46年10月1日から47年3月31日まで継続してA社に臨時事務員として勤務していたことが認められる。

また、申立人とほぼ同時期にA社に勤務していた8人中5人の臨時職員が、任用期間の全期間を通じて厚生年金保険の被保険者資格を有していたことが確認できる上、申立人は、昭和47年3月31日の臨時事務員としての任期満了に引き続き、同年4月1日付けで正職員としてA社に採用されていることが人事台帳により確認できることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格を喪失させる特段の事情もうかがわれない。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚二人は、「申立人は、昭和46年10月に臨時職員となり、47年4月に正職員になるまで継続して勤務し、B事務の仕事をしていた。」と供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 3 月 31 日まで継続して A 社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 46 年 11 月の社会保険事務所（当時）の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社B事業所に昭和 62 年 10 月 1 日から 63 年 9 月 30 日まで継続して勤務していたにもかかわらず、ねんきん特別便では、62 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無い。

B事業所に確認したところ、厚生年金保険に加入とのことなので、調査確認の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された履歴書及び複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間においてB事業所にC業務として勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社は、「当時の資料は保存年限満了につき廃棄済みであり、厚生年金保険の取扱い及び保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、当該事業所の事務担当者は、「申立人と同時期に採用されたC業務はいない。申立人の前任者及び後任者は共に、申立人と同じC業務で勤務形態も同じである。」としているところ、当該事業所に係る被保険者縦覧照会回答票により、前任者は厚生年金保険の加入記録が無く、後任者は厚生年金保険の加入記録があることについて、当時の元事務担当者及び元事務長は、「当時の厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」と供述している。

さらに、申立人が名前を挙げた当時の同僚は、「申立人は知っている。D社から派遣されてくるC業務であった。しかし、厚生年金保険の取扱いについては分からない。」と供述している。

加えて、当該事業所の被保険者縦覧照会回答票を確認したが、申立期間

において資格を取得した被保険者の中に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 15 日から 22 年 5 月まで

申立期間について、社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が確認できない旨の回答をもらった。

私は、A社に昭和 22 年 5 月まで勤務した記憶があることから、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、勤務期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所は昭和 25 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主は所在不明であることから、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除等について関連資料及び供述を得ることはできない。

また、申立人が名前を挙げた二人の元同僚は、既に死亡しており、申立てに係る事実を確認できないほか、申立期間においてA社で厚生年金保険の加入記録のある元同僚 4 人に照会したところ、そのうち二人は、「申立人のことは知っているが、いつまで勤務していたかまでは分からない。」とし、他の二人は「申立人のことは分からない。」としているほか、いずれも「厚生年金保険の取扱いについては覚えていない。」と供述しており、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の具体的な取扱いについて証言を得ることはできなかった。

なお、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は昭和 19 年

6月1日に被保険者資格を取得し（保険料徴収は同年10月から適用）、21年7月15日に資格喪失していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。